

令和 7 年度砥部町砥部焼振興事業交付金交付要綱

砥部町告示第 51 号

令和 7 年 3 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部焼産業の振興を図るため、砥部焼事業者で組織する団体が実施する砥部焼振興事業に対し交付金を交付することについて、砥部町補助金等交付基準（平成 18 年 3 月 29 日制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 交付対象となる団体は次のとおりとする。

- (1) 砥部焼協同組合
- (2) 砥部焼販売協同組合
- (3) 愛媛陶芸協会
- (4) その他町長が必要と認める団体

(交付金の対象事業)

第 3 条 交付金の対象となる事業は、次に掲げる砥部焼の振興に関する事業とする。

- (1) 技術改善事業
- (2) 新製品開発事業
- (3) 原材料確保事業
- (4) 展示会事業
- (5) 販路拡大事業
- (6) 人材育成事業
- (7) その他町長が必要と認める事業

(交付金の額)

第 4 条 交付金の額は、予算の範囲内で町長の定める額を限度とする。

(交付金の交付申請)

第 5 条 交付金を受けようとする団体は、令和 7 年度砥部町砥部焼振興事業交付金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付金の交付を適当と認めたときは、その交付を決定し、令和 7 年度砥部町砥部焼振興事業交付金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(事業の変更等)

第 7 条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、当該決定に係る事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに令和 7 年度砥部町砥部焼振興事業変更等承認申請書（様式第 5 号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 交付団体は、当該事業が完了したときは、速やかに令和7年度砥部町砥部焼振興事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) その他町長が必要と認めるもの
(交付金の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の額を確定し、令和7年度砥部町砥部焼振興事業交付金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(交付金の請求)

第10条 前条の規定により交付金の額の確定通知を受けた交付団体は、速やかに令和7年度砥部町砥部焼振興事業交付金精算払請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第11条 町長は、前項の規定により交付団体から交付金の請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付金の概算払)

第12条 町長は前2条の規定にかかわらず、交付対象事業の実施上必要と認めたときは、交付金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 交付団体は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、令和7年度砥部町砥部焼振興事業交付金概算払請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(交付金の返還等)

第13条 町長は、交付団体が次のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 交付金の交付条件に違反したとき。
- (3) その他町長が不適当と認めたとき。

2 前項の場合において、町長は、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。